

道路法施行令別表改正案

改正案			
占用物件	単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	甲地	1,100円
		乙地	630円
		丙地	530円
	第2種電柱	甲地	1,600円
		乙地	970円
		丙地	820円
	第3種電柱	甲地	2,200円
		乙地	1,300円
		丙地	1,100円
	第1種電話柱	甲地	950円
		乙地	560円
		丙地	480円
	第2種電話柱	甲地	1,500円
		乙地	900円
		丙地	760円
	第3種電話柱	甲地	2,100円
		乙地	1,200円
		丙地	1,000円
	その他の柱類	甲地	95円
		乙地	56円
丙地		48円	
共架電線その他上空に設ける線類	甲地	9円	
	乙地	6円	
	丙地	5円	
地下に設ける電線その他の線類	甲地	6円	
	乙地	3円	
	丙地	3円	
路上に設ける変圧器	甲地	930円	
	乙地	550円	
	丙地	470円	
地下に設ける変圧器	甲地	570円	
	乙地	340円	
	丙地	290円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	甲地	1,900円	
	乙地	1,100円	
	丙地	950円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	甲地	800円	
	乙地	470円	
	丙地	400円	
広告塔	甲地	14,000円	
	乙地	2,000円	
	丙地	1,000円	
その他のもの	甲地	1,900円	
	乙地	1,100円	
	丙地	950円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	甲地	40円
		乙地	24円
		丙地	20円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	甲地	57円
		乙地	34円
		丙地	29円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	甲地	85円
		乙地	51円
		丙地	43円
	外径が0.15m以上の0.2m未満のもの	甲地	110円
		乙地	67円
		丙地	57円
外径が0.2m以上0.3m未満のもの	甲地	170円	
	乙地	100円	
	丙地	86円	
外径が0.3m以上0.4m未満のもの	甲地	230円	
	乙地	130円	
	丙地	110円	
外径が0.4m以上0.7m未満のもの	甲地	400円	
	乙地	240円	
	丙地	200円	
外径が0.7m以上1m未満のもの	甲地	570円	
	乙地	340円	
	丙地	290円	
外径が1m以上のもの	甲地	1,100円	
	乙地	670円	
	丙地	570円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	に法掲げ3る2施条設第1項第5号	階数が1のもの	AIに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	AIに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	AIに0.008を乗じて得た額
	地上に設ける通路	甲地	7,200円
		乙地	1,000円
		丙地	510円
	地下に設ける通路	甲地	4,300円
		乙地	600円
		丙地	310円
	その他のもの	甲地	1,900円
		乙地	1,100円
		丙地	950円
に法掲げ3る2施条設第1項第6号	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	甲地	140円
		乙地	20円
		丙地	10円
	その他のもの	甲地	1,400円
		乙地	200円
		丙地	100円

現行			
占用物件	単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	甲地	2,200円
		乙地	1,000円
		丙地	770円
	第2種電柱	甲地	3,400円
		乙地	1,600円
		丙地	1,200円
	第3種電柱	甲地	4,700円
		乙地	2,200円
		丙地	1,600円
	第1種電話柱	甲地	2,000円
		乙地	930円
		丙地	690円
	第2種電話柱	甲地	3,200円
		乙地	1,500円
		丙地	1,100円
	第3種電話柱	甲地	4,500円
		乙地	2,100円
		丙地	1,500円
	その他の柱類	甲地	150円
		乙地	72円
丙地		53円	
共架電線その他上空に設ける線類	甲地	20円	
	乙地	10円	
	丙地	7円	
地下に設ける電線その他の線類	甲地	10円	
	乙地	5円	
	丙地	4円	
路上に設ける変圧器	甲地	1,500円	
	乙地	700円	
	丙地	520円	
地下に設ける変圧器	甲地	1,000円	
	乙地	480円	
	丙地	360円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	甲地	3,100円	
	乙地	1,400円	
	丙地	1,100円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	甲地	1,300円	
	乙地	600円	
	丙地	450円	
広告塔	甲地	26,000円	
	乙地	4,400円	
	丙地	1,100円	
その他のもの	甲地	3,100円	
	乙地	1,400円	
	丙地	1,100円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの	甲地	100円
		乙地	48円
		丙地	36円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	甲地	150円
		乙地	72円
		丙地	53円
	外径が0.15m以上の0.2m未満のもの	甲地	200円
		乙地	95円
		丙地	71円
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	甲地	410円
		乙地	190円
		丙地	140円
外径が0.4m以上1m未満のもの	甲地	1,000円	
	乙地	480円	
	丙地	360円	
外径が1m以上のもの	甲地	2,000円	
	乙地	950円	
	丙地	710円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	に法掲げ3る2施条設第1項第5号	階数が1のもの	AIに0.003を乗じて得た額
		階数が2のもの	AIに0.005を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	AIに0.006を乗じて得た額
	地上に設ける通路	甲地	17,000円
		乙地	2,900円
		丙地	710円
	地下に設ける通路	甲地	8,700円
		乙地	1,500円
		丙地	360円
	その他のもの	甲地	3,100円
		乙地	1,400円
		丙地	1,100円
に法掲げ3る2施条設第1項第6号	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	甲地	260円
		乙地	44円
		丙地	11円
	その他のもの	甲地	2,600円
		乙地	440円
		丙地	110円
看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	甲地	2,600円
		乙地	440円
	その他のもの	甲地	26,000円
	乙地	4,400円	
	丙地	1,100円	

道路法施行令別表改正案

改正案			
	占用物件	単位	占用料
第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	甲地 1,400 円
			乙地 200 円
			丙地 100 円
	看板(アーチであるものを除く。)	その他のもの	甲地 14,000 円
			乙地 2,000 円
			丙地 1,000 円
	標識		甲地 1,500 円
			乙地 900 円
			丙地 760 円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	甲地 140 円
			乙地 20 円
			丙地 10 円
		その他のもの	甲地 1,400 円
			乙地 200 円
			丙地 100 円
幕(第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	甲地 140 円	
		乙地 20 円	
		丙地 10 円	
	その他のもの	甲地 1,400 円	
		乙地 200 円	
		丙地 100 円	
アーチ	車道を横断するもの	甲地 14,000 円	
		乙地 2,000 円	
		丙地 1,000 円	
	その他のもの	甲地 7,200 円	
		乙地 1,000 円	
		丙地 510 円	
第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき1月	甲地 1,400 円
第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			甲地 190 円
第7条第9号に掲げる器具			甲地 190 円
自動車場第7号第6号に掲げる自動車及びその運転者	建築物	その他	甲地 AIに0.011を乗じて得た額
			乙地 AIに0.014を乗じて得た額
自動車場第7号第7号に掲げる自動車及びその運転者	建築物	その他	甲地 AIに0.018を乗じて得た額
			乙地 AIに0.018を乗じて得た額
自動車場第7号第8号に掲げる自動車及びその運転者	建築物	その他	甲地 AIに0.008を乗じて得た額
			乙地 AIに0.01を乗じて得た額
自動車場第7号第9号に掲げる自動車及びその運転者	建築物	その他	甲地 AIに0.013を乗じて得た額
			乙地 AIに0.013を乗じて得た額
自動車場第7号第10号に掲げる自動車及びその運転者	建築物	その他	甲地 AIに0.011を乗じて得た額
			乙地 AIに0.014を乗じて得た額
自動車場第7号第11号に掲げる自動車及びその運転者	建築物	その他	甲地 AIに0.018を乗じて得た額
			乙地 AIに0.018を乗じて得た額
自動車場第7号第12号に掲げる自動車及びその運転者	建築物	その他	甲地 AIに0.025を乗じて得た額
			乙地 AIに0.025を乗じて得た額
自動車場第7号第13号に掲げる自動車及びその運転者	建築物	その他	甲地 AIに0.011を乗じて得た額
			乙地 AIに0.014を乗じて得た額
自動車場第7号第14号に掲げる自動車及びその運転者	建築物	その他	甲地 AIに0.018を乗じて得た額
			乙地 AIに0.018を乗じて得た額
自動車場第7号第15号に掲げる自動車及びその運転者	建築物	その他	甲地 AIに0.025を乗じて得た額
			乙地 AIに0.025を乗じて得た額
備考			
1 (略)			
2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。			
イ 甲地 都の特別区に存する区域並びに札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、船橋市、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋、京都市、大阪市、堺市、東大阪市、神戸市、姫路市、岡山市、広島市、松山市、北九州市、福岡市、熊本市及び鹿児島市の区域をいう。			
ロ・ハ (略)			
3～6 (略)			
7 AIは、近傍類似の土地(第7条第10号及び第11号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。			
8・9 (略)			

現行				
	占用物件	単位	占用料	
第7条第1号に掲げる物件	標識	1本につき1年	甲地 2,500 円	
			乙地 1,100 円	
			丙地 850 円	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	甲地 260 円
				乙地 44 円
				丙地 11 円
	旗ざお	その他のもの	1本につき1月	甲地 2,600 円
				乙地 440 円
				丙地 110 円
	幕(第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	甲地 260 円
				乙地 44 円
				丙地 11 円
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	甲地 2,600 円
				乙地 440 円
				丙地 110 円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	甲地 26,000 円	
			乙地 4,400 円	
			丙地 1,100 円	
	その他のもの	その面積1㎡につき1月	甲地 13,000 円	
			乙地 2,200 円	
			丙地 540 円	
第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき1月	甲地 2,600 円	
第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			甲地 310 円	
第7条第9号に掲げる器具			甲地 310 円	
自動車場第7号第6号に掲げる自動車及びその運転者	建築物	その他	甲地 AIに0.005を乗じて得た額	
			乙地 AIに0.006を乗じて得た額	
			丙地 AIに0.008を乗じて得た額	
			甲地 AIに0.006を乗じて得た額	
	建築物	その他	乙地 AIに0.009を乗じて得た額	
			丙地 AIに0.011を乗じて得た額	
			甲地 AIに0.008を乗じて得た額	
			乙地 AIに0.011を乗じて得た額	
	建築物	その他	丙地 AIに0.015を乗じて得た額	
			甲地 AIに0.009を乗じて得た額	
			乙地 AIに0.013を乗じて得た額	
			丙地 AIに0.016を乗じて得た額	
建築物	その他	甲地 AIに0.005を乗じて得た額		
		乙地 AIに0.006を乗じて得た額		
		丙地 AIに0.008を乗じて得た額		
		甲地 AIに0.018を乗じて得た額		
第7条第8号に掲げる器具		占用面積1㎡につき1年	甲地 AIに0.005を乗じて得た額	
建築物	その他		乙地 AIに0.006を乗じて得た額	
			丙地 AIに0.008を乗じて得た額	
			甲地 AIに0.006を乗じて得た額	
		乙地 AIに0.009を乗じて得た額		
建築物	その他	丙地 AIに0.011を乗じて得た額		
		甲地 AIに0.008を乗じて得た額		
		乙地 AIに0.011を乗じて得た額		
		丙地 AIに0.015を乗じて得た額		
建築物	その他	甲地 AIに0.009を乗じて得た額		
		乙地 AIに0.013を乗じて得た額		
		丙地 AIに0.016を乗じて得た額		
		甲地 AIに0.018を乗じて得た額		
備考				
1 (略)				
2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。				
イ 甲地 都の特別区に存する区域並びに札幌市、仙台市、千葉市、船橋市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋、京都市、大阪市、堺市、東大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市及び鹿児島市の区域をいう。				
ロ・ハ (略)				
3～6 (略)				
7 AIは、近傍類似の土地(第7条第9号及び第10号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。				
8・9 (略)				